記者発表資料

平 成 ２８年 １１月 ７日
財 務 省 東 北 財 務 局
農 林 水 産 省 東 北 農 政 局
国土交通省東北地方整備局

「台風10号」被災地の災害査定に着手

～被災地の着実な復旧に向けて～

10月31日から、「台風10号」で被害の大きかった岩手県内の公共土木施設や農地･農業用施設等の災害査定に着手し、被災地の早期復旧に努めております。

1. 被害状況

10月31日現在、各県から報告を受けた、県・市町村等が管理する河川、道路などの公共土木施設や農地・農業用施設の「台風10号」による被害状況は、東北6県の合計で4,692か所、約1,013億円にのぼり、このうち岩手県が箇所数、金額とも93%を占めています。

【参考】 台風10号に係る被害状況（平成28年10月31日現在） （単位:箇所、億円）

	東北管内		うち岩手県	
	箇所数	金額	箇所数	金額
公共土木施設	2,345	923	2,219	858
農地・農業用施設	2,347	90	2,131	86
計	4,692	1,013	4,350	944

※上記には林道などの被害は含まれておりません。

2. 災害査定日程

上記1. の被害のうち、国庫負担の対象となる災害復旧事業として申請のあったものの災害査定にかかる日程は以下のとおり。

・公共土木施設（東北地方整備局関連） 10月31日～12月22日 … 119班
・農地・農業用施設（東北農政局関連） 10月31日～12月22日 … 20班

※災害査定の日程の詳細は「別紙1」のとおり

3. 簡素化措置

台風10号等により被災された地方公共団体は、被害発生直後から被害状況の把握や災害復旧に向けた準備（応急工事含む）など膨大な作業に懸命に取り組まれています。

こうした状況を踏まえ、国としましても、早期復旧の観点からできるだけ台帳、関係書類、写真等により机上で災害査定を実施するなど事務の簡素化を図り、被災された地方公共団体の負担を軽減しております。

※災害査定の概要は「別紙2」のとおり

＜発表記者会 宮城県政記者会 東北電力記者会 東北専門記者会 青森県政記者会
岩手県政記者クラブ 福島県政記者クラブ 山形県政記者クラブ ＞

【お問い合わせ先】
・東 北 財 務 局 022-263-1111 理財部 主計第1課（加藤・葛西）
・東 北 農 政 局 022-263-1111 農村振興部 防災課（諸岡・伊藤）
・東北地方整備局 022-225-2171 企画部 防災課（舟山・高橋）

別紙1

災害査定の日程等

（平成28年10月31日現在）

【公共土木施設】（東北地方整備局関連）

査定官	立会官	県名	査定実施期間	査定班数
国土交通省 東北地方整備局及び	東北財務局	青森県	12月5日(月) ～ 12月9日(金)	5班
		岩手県	11月7日(月) ～ 11月11日(金)	8班
			11月14日(月) ～ 11月18日(金)	12班
			11月28日(月) ～ 12月2日(金)	12班
			12月5日(月) ～ 12月9日(金)	12班
			12月12日(月) ～ 12月16日(金)	12班
			12月19日(月) ～ 12月22日(木)	12班
			調整中	41班
			小計	109班
		宮城県	10月31日(月) ～ 11月2日(水)	1班
		山形県	11月28日(月) ～ 12月1日(木)	1班
		福島県	11月14日(月) ～ 11月18日(金)	3班
		合計		119班

【農地・農業用施設】（東北農政局関連）

査定官	立会官	県名	査定実施期間	査定班数
東北農政局	東北財務局	青森県	11月28日(月) ～ 12月2日(金)	1班
		岩手県	10月31日(月) ～ 11月2日(水)	1班
			11月7日(月) ～ 11月11日(金)	2班
			11月14日(月) ～ 11月18日(金)	3班
			11月28日(月) ～ 12月2日(金)	3班
			12月5日(月) ～ 12月9日(金)	3班
			12月12日(月) ～ 12月16日(金)	3班
			12月19日(月) ～ 12月22日(木)	3班
			小計	18班
		宮城県	11月7日(月) ～ 11月9日(水)	1班
		合計		20班

（注）

＊1 災害査定の進捗状況により日程等が変更となる場合があります。

＊2 査定班とは、査定官（国土交通省・地方整備局や農林水産省・農政局）、立会官（財務局）及び申請者（地方公共団体）の三者を構成員とし、この班で被災現地において災害査定を実施します。

別紙2

災害査定の概要

台風、豪雨などの自然災害により、道路、河川などの公共土木施設や農地・農業用施設が被害を受けた場合、被災した施設を管理する地方公共団体等は、施設の復旧を行うための費用について、所管する主務省（国土交通省、農林水産省等）に国庫負担申請を行います。

申請を受けた国土交通省・地方整備局や農林水産省・農政局は査定官を、財務局は立会官を被災現地に派遣し、現地の状況を調査のうえ、国庫負担の対象となる災害復旧事業費の決定作業（災害査定）を行います。

＜根拠法令＞
◆公共土木施設「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」
◆農地・農業用施設「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」

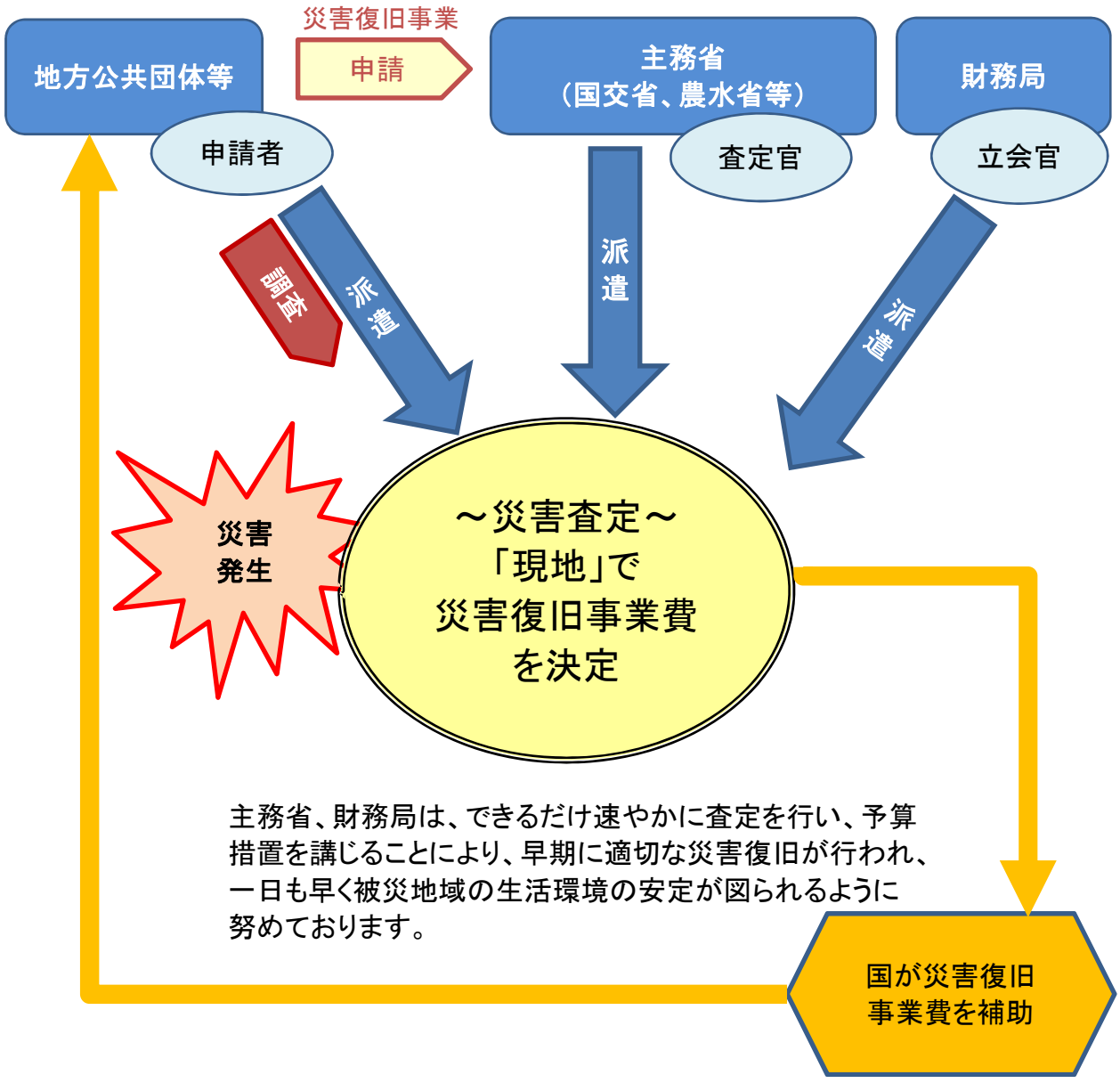

主務省、財務局は、できるだけ速やかに査定を行い、予算措置を講じることにより、早期に適切な災害復旧が行われ、一日も早く被災地域の生活環境の安定が図られるように努めております。